

## 寄贈資料受入要領

### (基本方針)

第1条 寄贈資料の受入は、「福岡県立図書館資料収集方針」、「福岡県立図書館種別資料収集細則」に則って行う。

### (寄贈資料)

第2条 寄贈資料とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 著者または発行団体から寄贈されたもの
- (2) (1)に該当しない個人または団体から寄贈されたもの
- (3) 官公庁等の公的機関から寄贈されたもの

### (寄贈の受入条件)

第3条 寄贈資料受け入れに当たっては、当館に廃棄も含め寄贈資料の取扱いを一任することを条件とし、寄贈資料の整理や利用方法等について、寄贈者からの条件は、一切認めない。

2 第2条(2)に係る寄贈受け入れは、1年につき10冊までとする。ただし、特に資料支援室長が認めた件は、この限りではない。

### (受付手続)

第4条 第2条(2)に係る寄贈の申し込みは、当該ホームページの専用フォームへの入力又は別紙様式1号によるものとする。

### (原則として受け入れない資料)

第5条 次に該当する資料は、原則として受け入れをしない。

#### (1) 複本

複本は、以下の場合を除いて、受入をしない。

##### ア 郷土一般図書

2部は保存・閲覧用、1部は一般貸出用として受入をする。

##### イ 郷土一般図書のうち、旅行ガイド類

1部は保存・閲覧用、1部は一般貸出用として受入をする。

##### ウ 郷土逐次刊行物・郷土行政資料

1部は保存用、1部は閲覧用として受入をする。

##### エ 子ども図書

汚破損の激しい絵本等は、保存用として複本の受入をする。

##### オ 一般図書

(ア) 2か所以上に配架する必要がある参考図書・事務用図書等は、複本の受入をする。

(イ) 汚破損が激しく、利用に支障を来している資料等は、複本の受入をする場合もある。

(ウ) 当該資料が所在不明や長期延滞になっている場合は、必要に応じて受入をする。

#### (2) 文庫、新書、新装版等のうち、以下に該当するもの

収録作品が既に所蔵している単行本や全集に収録されている場合は、受入をしない。

- (3) 発行後3年以上経過しているもの
- (4) 九州・山口各県以外の自治体等刊行物のうち、以下の①～③に該当するもの
  - ア 文化財調査報告書
  - イ 市町村史誌・史料集等
  - ウ ウェブ上で閲覧可能なもの
- (5) 自費出版物のうち、郷土資料に該当しないもの
- (6) 全巻不揃いの継続資料  
百科事典・全集類で、欠号が多く他館にまとまった所蔵があるなど、当館で保存する必要性が低い資料は受入をしない。
- (7) 学習参考書、大学受験・採用試験等の問題集、各種教材
- (8) 現在使用されている教科書、教師用指導書
- (9) 廉価版  
駅やコンビニ等で販売されている簡易な装丁の本
- (10) ゲームの攻略本
- (11) 楽譜が主体となっている資料
- (12) 疑似科学に関する資料  
占い、心霊現象、オカルト、U F O、超常現象等の本
- (13) 効果の真偽が疑わしい医学書
- (14) 芸能人等のファンブック
- (15) 漫画・アニメの画集
- (16) 資格試験や検定等の対策本
- (17) ポルノ本
- (18) 娯楽目的のレコード、カセットテープ、スライド、C D、ビデオ、D V D等の視聴覚資料
- (19) 近世以前の和装本、版本
- (20) 洋書  
県内の公共・大学図書館等に所蔵がある場合は、受入をしない。
- (21) 郷土資料以外のパンフレット類
- (22) 書き込み式、切り取り式、塗り絵等の図書館での利用に適さない資料
- (23) 付録（C D－R O M、D V D等）が主体となっている資料又は個人利用を前提とした付録（雑貨、健康用品等）がついている資料
- (24) 汚破損、線引き、書き込みのある資料、宛書のあるサイン本
- (25) 大学・研究機関及び図書館等刊行物のうち、ウェブ上で閲覧可能なもの
- (26) 九州・山口各県以外に所在する教育機関の記念誌等
- (27) その他資料選択会議で受入しないと決定したもの

（その他）

第6条 寄贈資料として受け入れなかった資料は受領日から2年間経過日の属する年度末に廃棄する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。